



市 章

大津市公報

平 成 30 年 2 月 15 日
号 外 (第 5 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

教育委員会規則	
4	大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則..... 1
農業委員会規則	
1	大津市農業委員会会議規則の一部を改正する規則..... 2
農業委員会告示	
3	大津市農業委員会規程の一部改正..... 2
4	大津市農業委員会選挙事務規程の一部改正..... 3
5	大津市農業委員会事務局規程の一部改正..... 3

教育委員会規則

大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成30年2月15日

大津市教育委員会
教育長職務代理者
大津市教育委員会委員 日 渡 円

大津市教育委員会規則第4号

大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則
大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則（平成29年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	南郷幼稚園及び田上幼稚園	火曜日、木曜日及び金曜日	を
	上田上幼稚園	月曜日、火曜日及び木曜日	

」

「

南郷幼稚園及び上田上幼稚園	月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日	に改め、「日吉台幼稚園」を削る。
田上幼稚園	火曜日、木曜日及び金曜日	

」

別記様式中

「

利用希望日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	合計	を
曜日											
時間											
(緊急連絡先等)											

」

--

利用希望日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
曜日										

改める。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

農 業 委 員 会 規 則

大津市農業委員会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年 2 月 15 日

大津市農業委員会会長 大 谷 和 之

大津市農業委員会規則第 1 号

大津市農業委員会会議規則の一部を改正する規則

大津市農業委員会会議規則（昭和42年農業委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「一般選挙後最初に行なう」を「委員の任期満了後最初に行う」に改める。

第13条を削る。

第14条中「もしくは」を「又は」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「または部会長」を削り、同条を第14条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大津市農業委員会会議規則の規定は、平成29年 7 月 20 日から適用する。

農 業 委 員 会 告 示

大津市農業委員会告示第 3 号

大津市農業委員会規程（昭和42年農業委員会告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

平成30年 2 月 15 日

大津市農業委員会会長 大 谷 和 之

第 5 条及び第 6 条を削り、第 7 条を第 5 条とする。

第 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「、部会長」を削り、同項第 3 号から第 5 号までを削り、同項第 6 号を同項第 3 号とし、同条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とし、第10条を第 8 条とする。

別表第1中「別表第1」を「別表第1(第6条関係)」に改め、同表大津市農業委員会農地部会長印の項から大津市農業委員会農業振興部会長印の項までを削り、同表大津市農業委員会事務局長印の項中「6」を「3」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2(第6条関係)」に改め、同表第3項から第5項までを削り、同表第6項を同表第3項とする。

附 則

この告示は、平成30年2月15日から施行し、改正後の大津市農業委員会規程の規定は、平成29年7月20日から適用する。

大津市農業委員会告示第4号

大津市農業委員会選挙事務規程(昭和42年農業委員会告示第7号)の一部を次のように改正する。

平成30年2月15日

大津市農業委員会会長 大 谷 和 之

第13条から第18条までを削る。

第19条中「または」を「又は」に改め、同条を第13条とする。

第20条中「もしくは」を「又は」に改め、同条を第14条とする。

第21条中「行なう」を「行う」に、「はかつて」を「かつて」に改め、同条を第15条とする。

附 則

この告示は、平成30年2月15日から施行し、改正後の大津市農業委員会選挙事務規程の規定は、平成29年7月20日から適用する。

大津市農業委員会告示第5号

大津市農業委員会事務局規程(昭和42年農業委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

平成30年2月15日

大津市農業委員会会長 大 谷 和 之

第5条農業振興係の項第1号中「及び部会」を削り、同係の項第7号及び第8号中「、部会」を削り、同係の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同係の次に次の1号を加える。

農地等の利用の最適化の推進に関すること。

第5条農業振興係の項第11号を次のように改める。

農地台帳の整備に関すること。

第5条農業振興係の項中第12号から第14号までを削り、第15号を第12号とし、第16号を第13号とし、同条農地係の項各号を次のように改める。

農地等の転用及び権利移転に関すること。

諸証明に関すること。

第6条中「すべて」を「全て」に改め、同条第7号中「及び部会」を削る。

附 則

この告示は、平成30年2月15日から施行し、改正後の大津市農業委員会事務局規程の規定は、平成29年7月20日から適用する。